[告示掲載物質ではない物質]

純物質

(1) IMO 既査定物質*

MEPC.2/Circ.リスト1又は MEPC.2/Circ.リスト1に記載される予定を示す資料を提出すること。

(2) IMO 既査定物質でない純物質

様式2にデータを記載し提出すること。なお、国際間輸送を行う場合については、様式1についても提出すること。さらに、当該貨物と貨物タンク、貨物管装置、スロップタンクその他貨物が漏えいする恐れのある区域の構造部材の材料との反応性及び当該貨物から発生するガスと電気設備に使用される材料との反応性を示す詳細な資料も添付すること。

混合物

(1) 告示掲載物質及び IMO 既査定物質の混合物 別添2の方法に従って、必要なデータを提出すること。

(2) (1)以外の混合物

様式2にデータを記載し提出すること。なお、国際間輸送を行う場合については、様式1についても提出すること。さらに、当該貨物と貨物タンク、貨物管装置、スロップタンクその他貨物が漏えいする恐れのある区域の構造部材の材料との反応性及び当該貨物から発生するガスと電気設備に使用される材料との反応性を示す詳細な資料も添付すること。

*: IMO 既査定物質とは、国際海事機関(IMO)により発行されている MEPC.2/Circ.のリスト 1 に記載された又は記載される予定の製品で、全ての国に対し有効かつ有効期限のない物質及び IBC コード第 18 章に記載された物質をいう。また、MEPC.2/Circ.のリスト5に記載されている製品もこれに含む。

なお、IBC コード第 18 章のみを運送する場合は、本通達の対象外となる。